

# 南知多町立師崎小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月改定

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

本校は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしてくために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

### 2 学校におけるいじめ防止等のための組織について

本校ではいじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に向けた対応のために、「いじめ不登校対策委員会」を設置し児童の学校生活からいじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者からの訴えを見逃さず、いじめに対して組織として対応します。また、日頃から教職員同士の情報交換に努め、共通理解をもって問題に対応します。

### 3 いじめの未然防止のための具体的な方策

一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりをしたり、体験的な活動の推進をしたりして、実践的態度を養います。また、道徳教育・人権教育の充実を進め、児童の心を育てていきます。

### 4 いじめの早期発見について

- 無記名の児童向けの「いじめアンケート」及び「教育相談アンケート」を学期に1回行い、その結果から、有効ないじめ防止対策に努めます。
- 定期的に教育相談週間を設け、児童から直接話を聞く機会を確保します。
- 教職員で日頃から情報交換を密にして全職員の共通理解のもとで指導にあたります。
- 家庭との連携を図り、保護者がいじめの兆候に気付いた時に躊躇なく学校に相談できるように、日頃から家庭との信頼関係の構築に努めます。

### 5 いじめに対する措置について

- いじめ事案が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織します。また、

対策会議を開き、今後の事案に関する指導体制と方針を決定し組織的に対応します。  
必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。

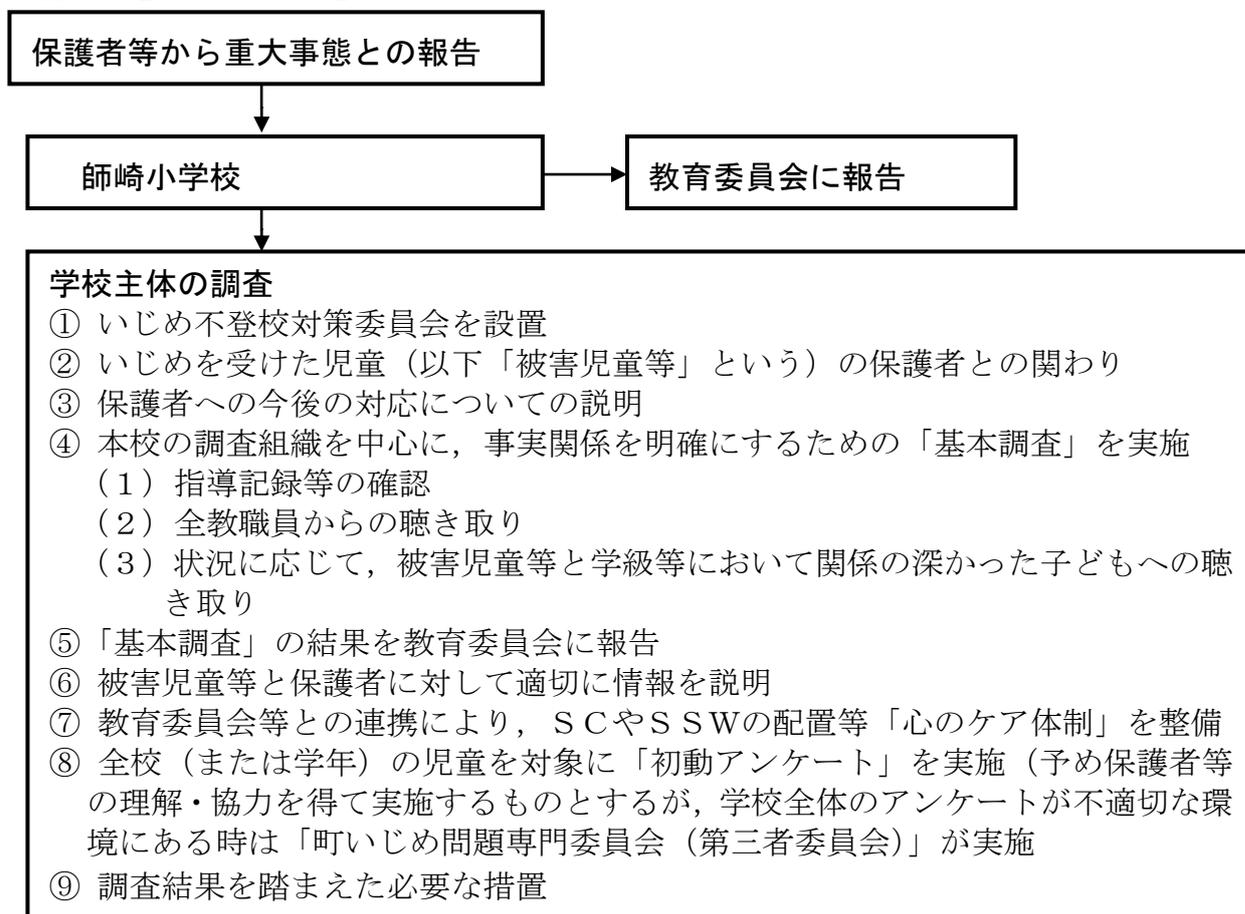
- いじめられている児童の身の安全を最優先に考えます。
- 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に役立てます。
- 問題が解消したと判断した後も様子を見守り、継続的な指導と支援を行います。

## 6 重大事態への対処について

### (1) 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

### (2) 重大事態発生時の対応（フロー図）



## 7 学校の取組に対する検証と見直し

- いじめ防止等に関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を実施して達成状況を振り返り、取組の改善を図ります。